

仕 様 書

1 簡易印刷機の性能仕様

項目	内容
機種	簡易印刷機
台数	1 台
大きさ	幅 1,570mm×奥 725mm 以内（使用時）
質量	150 kg以下（自動原稿送り装置・架台含む。）
製版時間	約 20 秒（A4 縦等倍時）
読み込み解像度	600dpi×600dpi
書き込み解像度	600dpi×600dpi
印刷速度	60～200 枚/分（全サイズ・7 段階可変）
プリント倍率	等倍 固定倍率 7 種類以上 任意倍率 ズーム 50%～200%
給紙容量	1,000 枚以上（64g/m ² ）
プリント位置調整	天地（上下）±15mm、左右±10mm
用紙サイズ	最大 310mm×432 mm 最小 100mm×148mm
印刷面積	最大 291mm×413mm：A3 サイズ相当
インク供給方式	全自動（1000ml/本）
マスター供給方式	全自動（220 版相当/ロール）
マスター排版方式	水平排版方式（縦捨て対応タイプ・排版容量約 100 版）
各種検知	原稿有無検知・原稿サイズ検知・用紙サイズ検知・消耗品残量検知・重送検知
装置（オプション）	自動原稿送り装置 封筒給紙アタッチメント 排紙台（W）天地 555mm までの用紙サイズに対応できること。
その他	国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 PPC 用紙は、特定メーカー仕様を指定できないこと。 電源は、AC100V、10A 以内であること。 グリーン購入法の判断基準に適合していること。 機器は、新品であること。

2 機器の設置について

県庁本館地下印刷室に設置すること。

3 契約条件について

長期継続契約（5 年間）とする。

4 賃貸借料について

- （1）賃貸借料については、賃貸借期間を 5 年間（60 月）とし、保守に要する費用を含め、金額を契約期間全体（60 月）で算定すること。
- （2）搬入設置料については、入札金額に含めること。

5 納入期限

令和 8 年 9 月 30 日

6 保守等について

- (1) 当該印刷機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術社員を設置場所に派遣して、点検及び調整を行うこと。
- (2) 当該印刷機に不具合が生じた場合には、連絡後 2 時間以内に点検に着手するとともに、4 時間以内に使用可能な状態に回復させること。(特殊事情の場合を除く。)
- (3) 当該印刷機を常時正常な状態で使用するために必要な部品の交換を行うこと。

7 仕様の確認を必要とするので、応札機器のカタログ等仕様が確認できる書類を提出すること。

なお、提出期限は令和 8 年 9 月 1 日（火）までとする。

提出先 宮崎県総務課文書・情報公開担当

電話 0985-26-7003